



平成 22 年 10 月 26 日

各 位

会社名 アビリット株式会社  
代表者 代表取締役社長 濱野 雅弘  
(コード番号 6423 東証・大証第 1 部)

問合せ先  
責任者 管理副本部長 光森 孝善

T E L ( 0 6 ) 6 2 4 3 - 7 7 7 0

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成22年11月29日開催予定の臨時定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社は、当社の中核事業であります遊技機関連事業への原点回帰を機軸とする経営構造改革を推進実行する中で、その原点回帰を名実ともに達成し、創業の精神に立ち返ることを企図して、平成23年1月1日付をもって、社名を昭和31年7月の当社設立時の社名であります『高砂電器産業株式会社』と変更させていただきたく、現行定款第1条の商号を変更するものであります。

(2) 平成22年11月29日に開催予定の当社臨時株主総会において、第1号議案「当社とコナミ株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認され、本株式交換の効力が発生いたしますと、当社はコナミの完全子会社となりますので、これに伴い資本政策の見直しを行うこととし、現行定款第6条を変更して、発行可能株式総数を減少するものであります。

なお、第6条に関する本定款変更は、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（平成23年1月1日予定）をもって、その効力を発生するものといたします。

(3) 平成22年11月29日に開催予定の当社臨時株主総会において、第1号議案「当社とコナミ株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認され、本株式交換の効力が発生いたしますと、平成23年1月1日付をもって、当社の株主は株式交換完全親会社でありますコナミ1社となりますので、定時株主総会の基準日制度はその必要性を失うこととなります。これに伴い、定時株主総会の基準日に関する現行定款第14条を削除するとともに、条文の削除に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、第14条の削除に関する本定款変更は、本株式交換に係る株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、平成22年12月31日付をもってその効力を発生するものといたします。

(4) 定款第1条、第6条および第14条の変更の効力発生日を定めるため、経過措置としてそれぞれ附則第1条ないし第3条を新設するものであります。

なお、当該附則はその効力発生後それぞれ削除することといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

(1) 定款変更のための臨時株主総会開催予定日

平成 22 年 11 月 29 日

(2) 定款一部変更の効力発生日

① 上記1. (1)、(2) : 平成 23 年 1 月 1 日

② 上記1. (3) : 平成 22 年 12 月 31 日

③ 上記1. (4) : 平成 22 年 11 月 29 日

#### [ご参考]

本株式交換の詳細につきましては、コナミ及び当社より平成22年9月21日付にて公表いたしました、「コナミ株式会社とアビリット株式会社の株式交換契約締結について」をご参照ください。

以 上

別紙

変更の内容

(アンダーラインは変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>アビリット株式会社</u> と称する。 英文では <u>ABILIT CORPORATION</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>高砂電器産業株式会社</u> と称する。 英文では <u>TAKASAGO ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.</u> と表示する。
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>140,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>70,000,000株</u> とする。 〈削 除〉
(定時株主総会の基準日) 第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u>	第14条 〈現行どおり〉
第15条 〈 〉 第40条 〈新 設〉	第39条 附 則 第1条 <u>本定款第1条の変更は、平成23年1月1日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u> 第2条 <u>本定款第6条の変更は、平成22年11月29日開催の臨時株主総会において承認された第1号議案「当社とコナミ株式会社との株式交換契約承認の件」に係る株式交換の効力が発生することを条件として、当該効力発生日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u> 第3条 <u>本定款第14条の削除は、平成22年11月29日開催の臨時株主総会において承認された第1号議案「当社とコナミ株式会社との株式交換契約承認の件」に係る株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、平成22年12月31日から効力を発生する。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u>

以 上